

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

February 2024



EY 安永
Building a better
working world

EY Taiwan JBS NEWSLETTER - February 2024 -

会計年度の変更に係る基本的対応 及び留意事項

▶ はじめに

現在の経済社会において、グローバル展開は主流となり、各国の著名な企業が台湾に進出してビジネスを行うことは少なくありません。

ただし、世界各国から進出してきたこれらの企業において、事業上の特殊季節要因や異なる慣習によって、その会計期間が台湾と異なることがあります。これに対して、多国籍企業グループは、経営管理及び一貫した財務管理のため、台湾子会社又は台湾支店の会計年度を海外親会社の会計年度と一致させ、台湾子会社又は台湾支店に対して会計年度の変更を要求することが見受けられます。

しかしながら、会計年度の変更にあたっては、申請手続きの他、留意すべき点がいくつかあります。

今月のJBS NEWSLETTERでは、会計年度の変更に関する論点について、関連する申請や税務申告及び留意事項についてご説明します。

▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ 会計年度の変更に係る申請、税務申告プロセス及び必要書類について
- ▶ 会計年度変更時の未処分利益に対する追加課税の申告方法及び申告期限
- ▶ 会計年度を変更した場合の中間納税申告方法
- ▶ 会計年度を変更した年度の移転価格報告書

本ニュースレターの内容は、一般的情報をご参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点等がございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

会計年度の変更に係る基本的対応及び留意事項



会計年度の変更及び確定申告

営利事業者が承認を受けて会計年度を変更する場合、徴税機関への申請に加えて、変更後の会計期間末日から1カ月以内に、変更前の営利事業所得額の状況について確定申告を行う必要があります。

申請期限

- ▶ 営利事業者が会計年度を変更する場合、規定に従い、新しい会計年度が開始する前に徴税機関へ申請を提出しなければなりません。
- ▶ 新規設立した営利事業者が12月決算以外の特殊会計年度の採用を申請する場合、特殊会計年度の末日と暦年の末日(12月31日)のうち、いずれか早い方の日付を申請期日とします。
- ▶ 申告期限の延長を申請することはできません。

申請プロセス及び必要書類

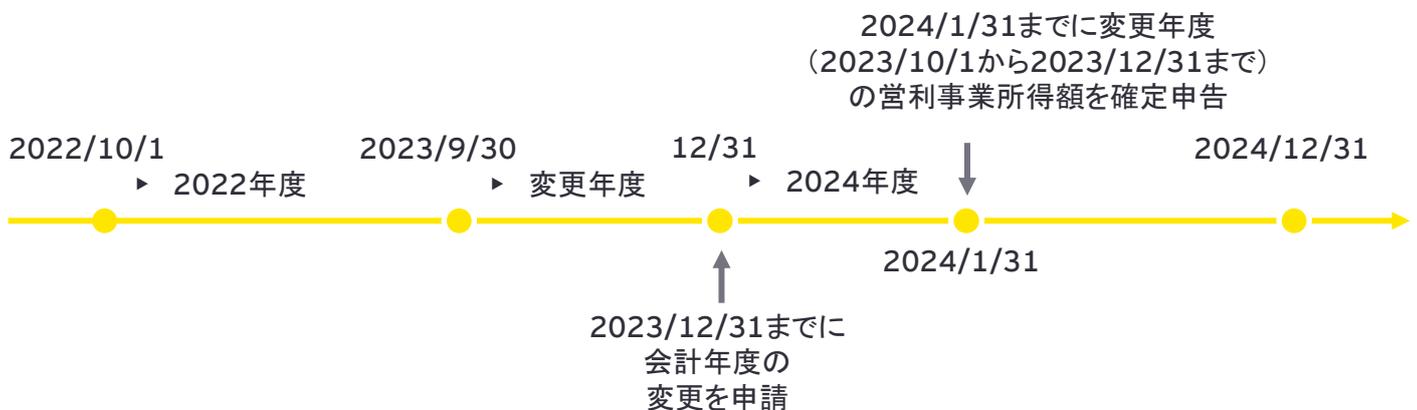
- ▶ 申請者は「営利事業者の会計年度の採用または変更の届出申請書」(中文:「營利事業申請會計年度之採用或變更報備申請書」)を作成します。
- ▶ 営利事業者の登記所在地の国税局または支局、徴税所に対して申請を行います。
- ▶ 変更を申請する営利事業者は、窓口での申請の他、オンラインでも申請をすることができます。

事例:



甲社は、元々9月決算で会計年度は10月1日から9月30日であったが、2023年11月に12月決算への変更を申請しました。

甲社は会計年度を変更する前(2023年10月1日から2023年12月31日まで)の営利事業所得額について、規定に従い変更日から1カ月以内(すなわち、2024年1月31日まで)に確定申告を行わなければなりません。



会計年度の変更に係る基本的対応及び留意事項



未処分利益に対する追加課税の申告方法及び申告期限

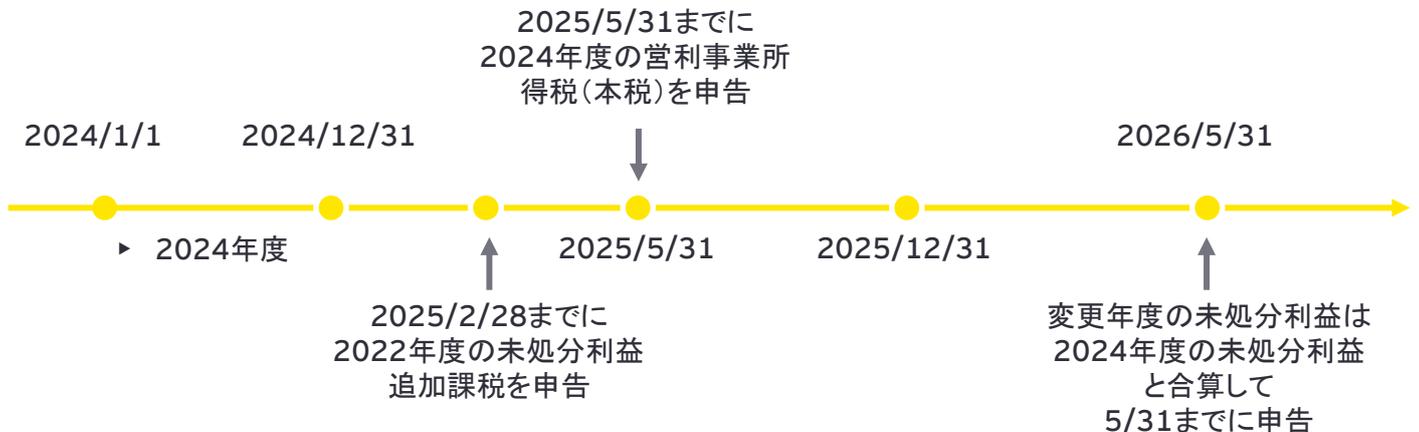
営利事業者が徴税機関の承認を受けて会計年度を変更する場合、変更前の会計年度に係るいまだ申告されていない未処分利益に対する追加課税については、元の所属する会計年度の確定申告期限に従って申告します。具体的には、変更日前の1年未満の期間の未処分利益と会計年度変更後の未処分利益を合わせて計算し、変更後の会計年度の申告期限に従って申告します。

事例：



前ページの事例の通り、甲社は元々9月決算であったが、2023年11月に12月決算へ変更を申請し、2024年1月1日より適用が開始される場合、規定に従い、甲社の変更日前の1年未満の期間の未処分利益については、変更後の未処分利益に算入して計算します。つまり、2026年5月1日から5月31日までの間に2024年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の未処分利益の追加課税の申告をする際に、変更前の1年未満の期間（2023年10月1日から2023年12月31日までの期間、すなわち変更年度）の未処分利益と合算して申告をします。

なお、2022年度（2022年10月1日から2023年9月30日まで）の未処分利益については、その元の所属する会計年度（9月決算）に従って、個別年度を基礎として、2025年2月1日から2月28日までの間に申告をします。



会計年度の変更に係る基本的対応及び留意事項



会計年度を変更した場合の中間納税申告方法

会社が会計年度の変更を申請した場合で、その実施した特殊期間の申告対象期間が1年未満である場合、所得税法第40条の規定によると、その所得額を実際の事業期間が1年度に占める比率に応じて、通年の所得額に換算し、所定の税率にて通年の税額を計算し、元の比率に基づきその納付すべき税額へ換算します。したがって、営利事業所得税の中間納税額も、上記規定に基づき、通年の納付すべき税額へ換算し、これを計算基礎とすることが望ましいと考えます。



ケース①: 12月決算以外の特殊会計年度から12月決算に変更した場合

甲社は元々9月決算であったが、当局の承認を受け、2024年1月1日から12月決算の適用へ変更しました。2024年度(2024/1/1~2024/9/30)の課税所得額は100万台湾ドルで、2023/10/1~2023/12/31の課税所得額は70万台湾ドルであったが、どのように2024年度の中間納税申告を実施すればよいでしょうか。

- ▶ 本ケースでは、甲社の会計年度の変更による申告対象となる特殊会計期間は1年未満であるため、所得額70万元について、2023年度の実際の事業期間が1年度に占める比率に応じて通年の所得額に換算の上で、所定の税率にて当年度の中間納税額を計算します。
- ▶ $70万 \times 12 \div 3 = 280万$ (換算後の2023年度通年の所得額)
- ▶ 中間納税額: $(280万 \times 20\%) \times \frac{3}{12} \times \frac{1}{2} = 7万$
- ▶ 申告期間: 2024年9月1日~2024年9月30日



ケース②: 12月決算からそれ以外の特殊会計年度に変更した場合

乙社は元々12月決算であったが、当局の承認を受け、2023年度より3月決算に変更しました。2023年度(2023/1/1~2023/3/31)の課税所得額は100万台湾ドルで、2023/4/1~2023/12/31の課税所得額は70万台湾ドルであったが、どのように2024年度の中間納税申告を実施すればよいでしょうか。

- ▶ 本ケースでは、乙社の会計年度の変更による特殊会計期間は2023/1/1~2023/3/31であり、この特殊会計期間は申告対象期間1年未満であるため、この期間の所得額100万台湾ドルについて2023年度の実際の事業期間が1年度に占める比率に応じて通年の所得額に換算の上で、所定の税率にて当年度の中間納税額を計算します。
- ▶ $100万 \times 12 \div 3 = 400万$ (換算後の通年の所得)
- ▶ 中間納税額: $(400万 \times 20\%) \times \frac{3}{12} \times \frac{1}{2} = 10万$
- ▶ 申告期間: 2024年12月1日~2024年12月31日



実務上の見解では、会計年度変更後の中間納税を計算するにあたって、元の比率により再度換算しない計算方法を採用する方法もあります。つまり、通年の納付すべき税額に換算した後、通年の納付すべき税額の2分の1をそのまま会計年度変更後の中間納税額とする方法です。場合によっては、当該方法が中間納税の趣旨に合致する可能性もあります。

会計年度の変更に係る基本的対応及び留意事項



移転価格開示基準及び移転価格文書の準備規定の適用方法

営利事業者が会計年度を変更した場合で、所得税法第74条または第75条第1項の規定に従い申告を行う場合、財政部2007年1月9日台財税字第09604503530号令における関連当事者及び関連者間取引情報の開示に関する規定、及び2008年11月6日台財税字第09704555160号令における移転価格報告書を代替するその他の証拠書類に関する規定が適用されます。その年間の売上収益純額及び営業外収益の合計額(以下、「収益総額」とします)は、その申告した当該収益総額に基づき、実際の事業期間が1年度に占める比率に応じて、通年の収益総額に換算してから認定するものとされます。

事例:



前ページの事例の通り、甲社は元々9月決算で、2023年11月に12月決算へ変更を申請し、2024年1月1日から適用を開始しました。台湾境外の関連当事者はおらず、租税優遇や欠損控除も使用しておらず、2023年10月～12月の収益総額は2億台湾ドル、関係会社乙との取引額は1.1億台湾ドル、関係会社丙との取引額は2千万台湾ドルであったとします。

甲社の2023年度の収益総額及びその関連者間取引額について、それぞれ実際の事業期間が1年度に占める比率に応じて換算すると、甲社の通年の収益総額は8億台湾ドル、関係会社乙との関連者間取引額は4.4億台湾ドル、関係会社丙との関連者間取引額は8千万台湾ドルであるため、関連者間取引額の合計は5.2億台湾ドルとなります。

そのため、個別開示及び移転価格報告書作成の基準値に達するため、移転価格報告書を作成して備え置く必要があります。



事業上の特別な要求のために会計年度の変更を申請する必要がある場合、会計年度の変更申請期限は1カ月しかないため、事前に特殊会計期間における確定申告の申告期限を確認し、事前に作業日程を適切に計画することにより、申告を順調に完成させることが望まれます。これにより、拙速な申告や不注意による各申告期限に対する遅延、納税の延滞、延滞税や遅延利息の加算、さらには国税局による追徴課税やペナルティを回避することが可能となります。

会計年度の変更に係る基本的対応及び留意事項



関連する税法の規定

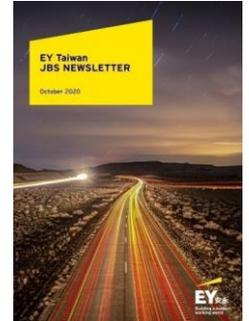
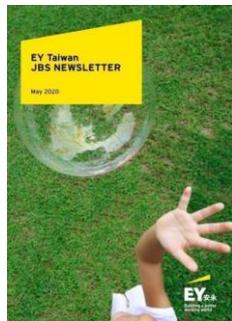
法令	内容
所得税法第23条	会計年度は毎年1月1日から12月31までとする。ただし、既存の慣習または事業の季節性等の特殊な事情があり、所轄の租税徴税機関に届け出てその承認を受けた場合、会計年度の開始日と終了日を変更することができる。
所得税法第74条	営利事業者は、所轄の租税徴税機関に届け出て承認を得てその会計年度を変更した場合、変更日から1カ月以内に、変更前の営利事業所得額について、規定の様式に従って所轄の租税徴税機関に申告するとともに、本法第40条の規定に従ってその課税額を計算し、申告書の提出前に自らこれを納付するものとする。
所得税法第101条	会計年度が第23条のただし書きの規定に該当する場合は、依然として本章各節の条文の規定を適用するものとし、その各種期限の計算もすべて準用して処理するものとする。



JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

発行月	タイトル
2024年1月	営利事業所得税審査準則の一部改正
2023年12月	所得税法第25条第1項の適用と検討
2023年11月	従業員の給与・インセンティブの税務上の費用計上に係る規定整理
2023年10月	クロスボーダー取引における源泉税の負担軽減方法～台湾における事前申請について～
2023年9月	産業創新条例第10の2条の改正「台湾版CHIPS法」について
2023年8月	グローバル人材の確保－外国人が台湾に入境するための複数の方法に関する検討
2023年7月	営利事業者の棚卸資産の廃棄に関する留意事項
2023年6月	国税局がどのように法人所得税の過少申告を発見しているか～その一般的な方法～
2023年5月	新任台湾管理者向け台湾制度基礎(営業税・源泉税・租税協定・移転価格税制)
2023年4月	新任台湾管理者向け台湾制度基礎(会計決算・法人所得税概要)
2023年3月	台湾における3層構造の移転価格文書の規定
2023年2月	台湾における個人所得税の基本事項及び留意事項～2022年度分の申告に向けて～
2023年1月	外国人に適用される台湾の退職金規定と退職所得にかかる課税について

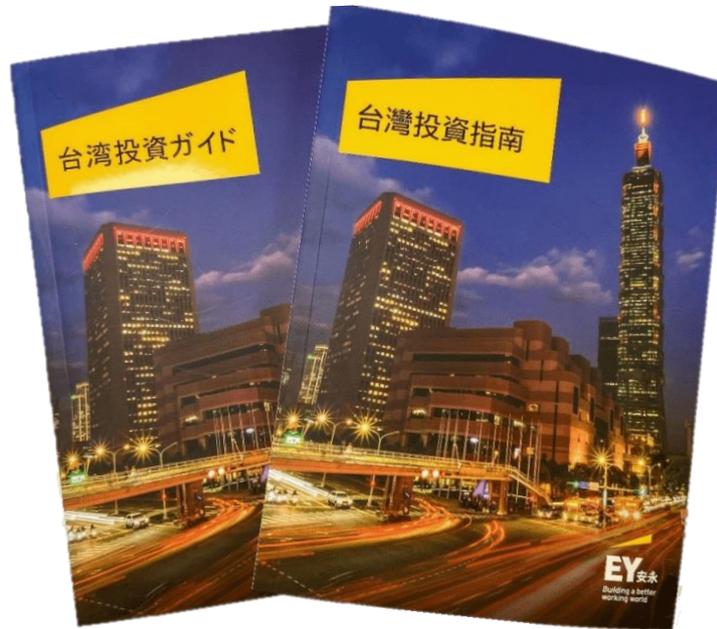
バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、又はEY担当者までご連絡ください。

EY Taiwan JBS その他刊行物・セミナー

「台湾投資ガイド」について



これから台湾に進出する場合も、既に台湾に進出している場合も、台湾における会計、税制(法人・個人)、会社法、労働基準法、再編・上場関係など、把握しておきたい台湾制度が凝縮された一冊です。日文の他、中文もあるので、現地台湾人との討論やコミュニケーションもスムーズです。



EY Taiwan JBS セミナー



EY台湾JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。

時期	場所	セミナー内容
2023年12月14日 2023年12月12日	台北(WEB同時配信) 高雄	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2023年8月2日 2023年7月28日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2022年12月8日	WEBセミナー	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2022年8月3日	WEBセミナー	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2021年12月8日	WEBセミナー	決算直前セミナー／台湾法令アップデート

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただくか、又は以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

安永聯合會計師事務所

公司稅務諮詢服務

劉惠雯 稅務服務部營運長

02 2757 8888 88858
heidi.liu@tw.ey.com

林宜賢 執業會計師

02 2757 8888 88870
yishian.lin@tw.ey.com

周黎芳 執業會計師

02 2757 8888 88872
sophie.chou@tw.ey.com

楊建華 執業會計師

02 2757 8888 88875
chienhua.yang@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師

02 2757 8888 88873
anna.tsai@tw.ey.com

孫孝文 執業會計師

02 2757 8888 88681
jimmy.hw.sun@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師

07 238 0011 88990
ben.wu@tw.ey.com

JBS

清本 雅哉 副總經理

02 2757 8888 88830
masaya.kiyomoto1@tw.ey.com

橋本 純也 副總經理

02 2757 8888 88867
junya.hashimoto@tw.ey.com

持木 直樹 協理

02 2757 8888 20652
naoki.mochigi1@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は台湾の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財団法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2024 EY Taiwan.
All Rights Reserved.

02295-226Jpn
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

